

フランスの私訴制度の現代的展開と訴追理念の変容

水 谷 規 男

はじめに

現代フランスの訴追制度多様化の動きは、とりわけ一九七〇年代以降、各種の市民運動団体に私訴権が委ねられることによって急速に展開してきた。この経緯については、前稿で明らかにしたが⁽¹⁾、前稿においては紙幅の制約もあり、フランスの訴追制度の多様化の過程を後づけることを主眼とせざるを得なかった。そこで、本稿では、前稿を補充する意味で、前稿脱稿後に入手した資料を紹介した上で、すでに我が国で訴追制度の歴史的発展過程を視野に入れた比較法的検討をもとに提唱されている私人訴追主義、公衆訴追主義⁽²⁾といった、「訴追理念」の意義を再検討することによって、フランスの訴追制度を研

究対象とすることの意義を改めて問い直してみたい。

我が国においては、戦後改革によってアメリカ法の刑事手続制度が大幅に取り入れられた。そのためか、ヨーロッパの訴追制度から学ぶべき点はないとする指摘も見られる⁽³⁾。しかしながら、戦後改革においても大陪審の採用、検察官制度自体の民主化の徹底は見送られており、中央集権的な官僚機構をなす検察官にはほぼ完全に訴追権が委ねられたという点では、訴追制度の根本的な変更はなかったと評価するのが正当であろう。もちろん、比較法研究は母法研究としてのみ意味があるわけではないが、検察官訴追の母国であるフランスの訴追制度とその現代的展開は、検察官訴追が直面する問題点を明らかにする

という意味でも有益な示唆をもたらすはずである。前稿では、団体私訴によるフランスの訴追制度の展開から学ぶべき点として、多様な社会的利害を調整する機能を刑事司法が担い得ることを挙げておいたが、本稿における検討を補充することで前稿の帰結が補完され得ることを示せば、と考えている。

- (1) 拙稿「検察官の不起訴裁量と集団的利害—フランスの団体私訴 (action collective) の発達を素材として—」一橋論叢一〇一卷一八〇頁以下。
- (2) 鯨越溢弘「私人訴追主義と国家訴追主義」法政研究四八巻一三三頁以下。
- (3) 沢登佳人「フランス刑事訴訟法は、検察官私訴原告人との協同による公衆訴追主義を採る」法政理論一六巻一四九六頁以下。
- (4) 岡部泰昌「検察官」小島武司編『現代裁判法』三嶺書房一九八七年一七八頁。
- (5) 小田中總樹『現代刑事訴訟法論』勁草書房一九七七年五五頁以下参照。

一 フランス刑事学協会における議論

「公訴権は脅かされているか、それとも分割されているか」というテーマで一九八六年一〇月に開かれたフラ

ンス刑事学協会 (Association Française de Criminologie) の第二三回大会は、団体私訴の拡大による訴追原則の変容を議論の俎上に乗せた¹⁾。「公訴権は脅かされている」とする団体私訴批判論と、団体私訴による訴追主体の多様化を容認する見解の対立は、検察官の訴追裁量の抑制をどこまで認めるべきかという問題に還元され得る点で、訴追理念に直接関わるものであった。前稿では、この学会の議論の詳細を知ることができなかった²⁾ので、以下、多少長きにわたるが、各報告の要旨を紹介することとする³⁾。

(1) デルマスマーマルチ報告

この学会では、まず、デルマスマーマルチが「被害者でもなく訴追者でもない、それは何者か？」という表題で議論の口火を切っている³⁾。

まず、報告の冒頭で、彼女はこの学会のテーマが刑務所の民営化論と類似性を持つことを指摘する。すなわち、私訴権の伸長は、刑事制度内部における国家と市民社会 (société civile) の役割を問う直すことになる点で、刑務所民営化論と共通の性格を持つというのである⁴⁾。たしかに、様々な刑事法の分野で進められる団体私訴の拡大

は、「刑事司法の民営化」とは言わないまでも、少なくとも公—私区分の再分配、相互浸透を意味するものと捉えられ得るのである。そこで、彼女は、団体私訴について必要なことは、脅威か、分割か、のいずれかの解釈を提言することではなく、莫の意味での討論を行うことであるとし、団体私訴は、刑事制度の発動の中核に位置する訴追の問題に関わるが故に、刑事法学者だけでなく、犯罪学の分野の専門家も議論に参加することに意義があることを付け加えて、彼女自身の主張を次のように展開する。

古典的な刑事司法制度の把握によれば、刑事制度は、ベッカー¹が述べたように、国家の独占物であり、しかしながら、フランスにおいては、立法者は検察官が訴追を適当でないと評価した場合にさえ、私訴原告人に公訴権を始動させる権利を与え、私人である被害者を検察官に対する反対勢力にしてきた。ところが、団体は、伝統的な意味での「被害者」ではなく、訴追権を認められているからといって法的には「検察官」となるわけではない。ここに団体の置かれた曖昧な状況がある。

伝統的な意味における「被害者」ではない団体は、「集団的利益」の侵害を根拠として私訴権を行使するが、「集団的利益」の内実は、団体の組織、代表能力、訴訟活動の意思によって異なっている。また、団体の私訴権は、アメリカ法、カナダ法におけるクラス・アクションと共通の側面を持つが、フランスの制度の特徴は、それが単なるグループによってではなく、法人によって刑事裁判所で行使される点にある。

フランス法特有の制度としての団体私訴は、公益に対する犯罪と私的利益に対する犯罪という、従来の範疇に収まり切らない、新たな犯罪の登場と関わっている。この種の犯罪については、新たな中間的な利益を担う主体として団体が登場したのである。そして、このような刑事法の変質は、国家中心の刑事司法から社会中心の刑事司法へという、フランス刑事司法システムの変質を表しているともいい得る。

しかしながら、集団的利益と一般利益(公益)を明確に分けることは困難であり、あまりに広範な利益の保護のために行使される私訴権は、公訴権に競合し、その一部を団体に分有させることになる。現在のように多元的

で、複雑化した社会においては、一般的利益が古典的な意味での統一性を失っており、競合、分有は必然的なものかもしれないが、憲法的価値であるとさえ位置付けられる多元主義が公訴権の「分裂」を招いていることも否定できない。

これに対して、一般利益と明確に区別される利益の保護のために私訴権を行使する団体の場合は、このような問題は起きない。例えば、差別と戦う団体の場合、犯罪に起因する個人的で私的な利益の保護のためにも、団体の介入は正当化され得るからである。しかし、個人の損害を出発点として私訴権を認めることは、被害者の団体に私訴権を認めることに繋がる。破棄院は単なる被害者の集団には私訴権を認めていないが、立法者は個人的損害を団体の私訴権によって保護せしめる考え方に親和性を示しているのである。

団体が訴追者の役割を担うことを承認することは、多極中心的な権力モデル (modèle polycentrique) を前提とすることになる。多極中心的権力モデルを採用するとすれば、それが法の下の平等、個人の自由等の刑事法の基本原則と合致するかどうかが問われなければならない。

団体という新しい訴追者を認めるのか否かという問題は、結社の自由を認め、団体の法的活動を承認した前世紀末から生じてきた司法の変質の評価にも関わっており、それが「分裂」なのか「発展」なのかは、多様な側面から問われなければならない。

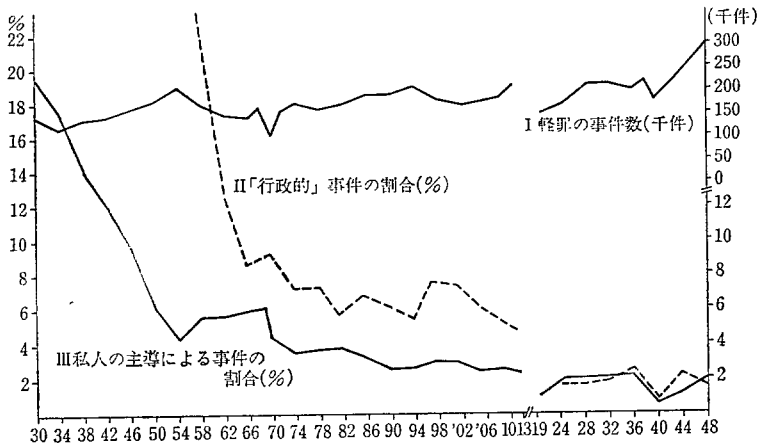
以上がデルマス・マルチ報告の要旨であるが、彼女は、報告の最後を次のような問いで結んでいる。すなわち、「訴追者であり、被害者でもある、それは何者なのか？」と。

(2) シュナペール報告

歴史的な側面については、シュナペールが「刑事訴権、検察官および団体…半独占の生成と論争(一九二〇世紀)」と題して、次のような報告を行った。

今日、検察官は刑事訴権の始動に関して競合を受け、疑義を差し挟まれている。しかし、歴史的に見れば、半独占 (quasi-monopole) は最近のことであり、一九世紀後半に成立したものに過ぎない。古法の伝統は、検事局の独占とは程遠く、検察官は控え目な役割しか果たしていなかった。一六七〇年の刑事大王令でも、公訴原告は、私訴原告に対して名目上の優越性を持っていたに過ぎず、

軽罪裁判所の事件受理, 1830年~1948年 (「刑事政策年報」10号24頁より転載)



国家に対する犯罪、殺人等の重大犯罪を除けば、私人による訴追が訴追の大半を占めていたという研究もある。檢察官制度は、革命期には弱体化され、ナポレオンの登場と共に再び強化されたが、一八〇八年の治罪法典においても、檢察官は訴追権限を独占したわけではなかった。檢察官の起訴独占が一九世紀後半に成立したに過ぎないことは、刑事司法統計書 ("Compte général") の分析からも明らかにできる。この統計からは、一八三〇年以降の全国における検事局、私訴原告人、行政庁による訴追の動向を知ることができる。

統計が取られ始めた頃には、軽罪事件の四分の三が私訴原告人と行政庁によって訴追されていたが、これはとりわけ水利、森林犯罪についての行政庁の訴追が多かったためであり、この二種類の犯罪の増減が軽罪事件全体の数に相当影響している。一八五九年を境として行政庁の訴追は激減するが、これは一八五九年六月一八日の法律によって、森林犯罪について行政庁と犯罪者との和解による訴追の打ち切りが認められたためである。戦費調達のための間接税の課税強化により、一八八三年以降は軽罪事件の増減に租税犯罪の増減も影響するようになる

が、税法違反を除けば、行政庁による訴追はほぼ一貫して減少し、戦間期には二％に落ち込む。これは都市化、工業化に伴う開発地域の紛争がこの時期には沈静化していくためではないかと考えられる。

私訴原告人による訴追の実数は、年間約四千件から八千件とさほど変化していないが、軽罪事件全体の増加、被害者の告訴によって手続が開始された行政事件があることが統計上考慮されていないこと等によって、その割合にはかなりの差が見られる。しかし、一八三〇年には二〇％に近かった訴追が一八五四年に至るまで一貫して減少したことは別の原因がある。その原因は、検事局、警察の捜査能力の向上によって、私人が自ら訴訟を行うリスクを避けようとしたことであろう。罪種別の私訴の利用率については、暴行・傷害、名誉毀損、森林犯罪が上位を占め、初期にはこの三種が七七％を占めていた。一八五四年までの件数の減少は、暴行・傷害、森林犯罪の減少によって特徴づけられ、一八五四年から一八六九年までの増加は、狩猟犯罪の一時的増加によって特徴づけられる。その後は、私訴の割合はほぼ同じレベルで推移するが、多数を占めるのは、名誉毀損と不渡り小切手

に関する事件である。

私訴件数から見た地域特性は、行政犯を除いた訴追件数を一八三〇年代と一八七〇年代で比較したところ、私訴申立が少なかったブルターニュ、ロレーヌ、セーヌ諸県のうち、セーヌ諸県が一八七〇年代には件数が多い地域に分類される等の変化が見られる。この変化はプレスによる名誉毀損事件の増大によって説明され得るかもしれない。

上のように、私訴、行政庁による訴追の推移を考慮すれば、検察官による起訴独占は一八九〇年頃に成立したと見るのが妥当である。しかもこの時代には、既に警察、検察の能力を疑問視し、私人に訴追権を与えることによって不訴追を避けるべきであるという主張も高揚していた。団体の訴追権の立法化を図った元老院議員ペランジュらの草案⁽⁸⁾は、売春、子供の虐待に対して団体による訴追を認めることが聖職主義、保守主義を助長するのではないかという懸念から、左右両派から反対を受けて成立しなかった。そのために、被害者は以前の実務にそって、警察と検事局に事件を委ねる他なくなったのである。

(3) クীনムンク報告

実務的な観点から、団体私訴の分類を試みようとするクーンムンク報告は「集团的利益の保護と訴追の分裂」と題して次のように指摘する。

団体の私訴権には賛否両論があるが、集团的利益の保護のために刑事手続にアクセスすることは、既に団体の法的・社会的地位の本質的な要素となっている。しかし、立法上私訴権を認められてきた団体には、その時代における社会的問題を背景として多様なものがあり、問題を明確にするためには、それらを分類してみる必要がある。

いかなる団体が私訴権を認められるかという点からは、同業者的なものとして成立し、現代においては労働法を遵守させるための手段として使われる組合等の職業団体と、それ以外とを区別する必要がある。なぜなら、職業組合はすでに半公的な団体として実務上も認知されているからである。職業団体以外については、家庭の利益を保護する団体、公的有用性を認められた団体、公的有用性を認められ、かつ認可を受けた団体、設立から一定期間以上経過した団体、および一定期間を経てかつ認可を受けた団体の五種類に分類することができる。

私訴の受理可能性の要件については、訴追の局面とそ

れ以外を分けて考える必要があるが、訴追の局面から見れば、特別な制約を受けない組合、家庭の利益を保護する団体、消費者保護団体と、犯罪の性質によって制約を受ける風俗保護団体、禁酒同盟等、特定の犯罪についてのみ私訴権を認められるものの三種に分類することができる。但し、判例が私訴権の受理には間接的損害で十分であるとしながら、損害賠償を認めるためには直接的損害の立証が必要であるという態度を取っていることに注意しなければならない。訴追の要件とは別に、被害者の事前の同意が必要とされる場合や、訴訟参加のみを認める規定が存在することも、私訴権行使の局面での制限として考慮する必要がある。

現代においては、個人の訴追と検事局の訴追の中間に位置するものとして団体の訴追を認めることは望ましいが、現状では、団体の私訴権に対する理論的整備も十分ではなく、同一の訴訟に多数の団体が関与し得るといった事態も予想される。従って、検事局の職務が阻害されることがないように、立法を整序することも必要である。

(4) ゴナン報告

次に、法的側面よりは、むしろ団体私訴が増大する社

会的背景、団体を構成して刑事訴訟に訴えようとする人の心理に着目するゴナン報告は、次のように指摘する。⁽¹⁰⁾

現在、家庭の保護のための団体だけでも、社会におけるマイノリティとなる障害児、妻(婦人)等の様々な者を保護しようとする各種の団体が作られている。その他にも、生活の質(qualité de vie)を保護しようとするエコロジの団体、消費者保護団体等も存在する。これらの団体については、なぜ団体は訴訟手続の中で活動しようとするのか、そして団体はなぜ生まれるのかという二つの問題を提示することができる。

なぜ団体が手続に参加しようとするのか、という点については、団体は、手続で被告人という相手方を見出し、裁判所という第三者の前で対話を行うことで、団体自身の自律性を見出すことができるからであると言うことができる。団体を訴訟活動へと向かわせるのは、人の平等を謳う法と現実との落差であり、その落差は、法的手続によって埋められ、正義を実現し、団体の自律性を発揮することができる刑事裁判が行われることになるのである。

団体の増殖を促し、訴訟手続への参加を必要ならしめ

ているのは、団体が関心を有する事柄に対する社会的欠落(vide social)である。フランスにおいてもっとも深刻なのは、家庭の問題である。親の権威の失墜によって、子供の利益と権利の保護等は、他の者によって肩代わりされざるを得なくなっており、言わば、子供の生きる権利のために団体が必要とされるに至っているのである。

同様に大量消費、核の脅威、といった社会的背景の中では、団体の訴訟活動は、団体が存在意義を持つためにも必要となっている。すなわち、団体は「その生のために活動し、処罰を求める(agir et punir au nom de la... vie)」のである。

(5) ロベール報告

団体の刑事制度の発動主体としての特徴という観点から社会学的考察を行おうとするロベールは、次のように指摘する。⁽¹¹⁾

犯罪者から刑事制度とその機能への関心の移行は、人を刑事制度における各行為主体の社会学的研究へと向かわせている。この種の研究では、各行為主体の社会的地位、制度上の役割を分析し、彼等が刑事制度の中で行う活動を再構成することが必要である。刑事制度の発動主

体については、個人の告訴によって刑事制度が発動されようとする場合（件数は多いが、警察によって事件が解決される率は非常に低い）、企業等によって発動されようとする場合（大部分を自律的に解決してしまい、一部のみを警察に委ねる大規模店舗の警備保障会社など）、および警察以外の行政庁によって解決される場合（税金に関する事件）、殆ど警察の主導によってのみ刑事制度が発動される場合（交通事故等）等に問題を区別して考える必要がある。ここでテーマとなっている「集团的利益」を根拠に私訴権を行使しようとする団体による刑事制度の発動を分析するに当たっても、組合のように一定の社会的階層を代表する構造化された団体（*Groupements structures*）と消費者保護団体のように構造化されていなく、団体（*Groupements non structures*）を区別して分析することができる。

構造化された団体の活動の中では、司法手続の積極的利用は行われてこなかった。しかし、現代においては、訴訟戦術を新たな権利獲得の手段として位置付ける労働団体も出現し、若干の変化が見られる。しかしながら、使用者の団体、医師会等の職業上の組織を考慮すれば、

総体としては、これらの団体が刑事手続で訴追権を利用することは稀である。

構造化されていない公衆を代表しようとする団体については、立法の拡大が一九七〇年代に構造化されていない公徳主義的団体に、一九七〇年代に同業者組合的、道衆を代表する団体にもたらされた。これらのうち特に注目すべきは、消費者保護団体と環境保護団体である。消費者保護団体は、一九八三年には全国組織が一五団体、地方組織が百団体作られており、虚偽広告、詐欺、訪問販売、不法騰貴に関する犯罪について訴訟活動を行っている。消費者保護団体が訴訟活動を行うのは、殆ど刑事裁判所においてである。団体による訴追の件数は、消費者に係わる事件全体から見れば多くはなく、訴追よりも訴訟参加によって私訴権が行使されることが多い。これは団体には資金が乏しく、訴追のリスクを避けようとする傾向があるためであろう。また、団体の活動には紛争の性質によって、生産者との交渉、行政庁に対する規制の要求等の多様な段階があり、訴訟は団体にとって最後の手段であることも、訴追権があまり用いられない理由であろう。しかし、団体は個人的被害者の訴訟活動を促

し、指導するという教育的役割を担っており、団体の活動を無視することはできなくなっている。

環境保護団体については、行政庁の活動との関わりでより複雑な事情が存在する。まず団体が行政庁の決定に対抗するような場合があり、この場合には団体の活動はあまり歓迎されない。同じ環境保護の観点から活動が行われていても、規制に重点を置く行政庁と紛争を解決することに力点を置く団体とは、採用する戦略にも違いがあるからである。しかし、行政庁と団体の相互補完的な活動はこの分野においても可能であろう。環境保護団体が消費者保護団体と異なるのは、公害事件等においては、被害が個人レベルを越えて広汎に広がるため、個々の被害者による訴訟活動を促進することには力点を置かれず、むしろ世論の喚起に活動の中心的戦術が置かれる点である。

このように見てくれば、道徳主義的なものを除けば、団体が自ら訴追を行うことは二次的な手段に過ぎず、団体はむしろ専門の行政庁、あるいは団体の構成員の活動を促すことを望んでいると結論づけることができる。従って、刑事制度の発動主体としては、団体は刑事制度に

は殆ど訴えない行政庁や他の私的組織と類似している。しかし、刑事制度に介入し得る団体の増加によって、社会統制の手段の中で「公的な範疇」と「私的な範疇」がいかに混淆しているかを知ることができる。

(6) ビエール報告

以上の論者の報告を受けて、この学会の議論を総括する報告を行ったビエールは次のように述べている。⁽¹³⁾

この学会で行われた報告は、新しく、未だ十分に探求されていない分野について行われた有益なものであったが、各報告の指摘するところから見れば、団体の私訴権の問題は、未だ流動的で不確かなものでしかない、ということが言えよう。しかしながら、討論における発言者の意見から見れば、団体の介入の増大は現在の司法制度の機能不全を示すものに他ならず、また、暴力犯罪についての被害者援護団体の活動などは、特定の範疇の被害者に対する注意を喚起するのにも役立っているとの指摘も有益である。もちろん、被害者の団体の介入や、手続自体を団体によって主導され得る単純なものに改変すべきであるという新しい提案には、実務上の困難や濫用の危険が指摘されたが、団体の介入が司法の分野における

公的機関と市民との関係の理解の仕方に変化をもたらしていることは疑い得ない。

以上のような考察を考慮に入れて刑事司法の将来像を描いてみれば、司法機関には、今後はますます手続に参加しようとする私人(団体ばかりでなく、行政官、教育者、心理学者、福祉関係者等も含まれる)の活動を指導し、それらと協力していく態度が求められることになる。

(1) この学会の速報は、前稿で指摘したように、次の文献に於いた。Revue de science criminelle et de droit pénal comparé, 1987, pp. 520—522. (information).

(2) この学会で行われた報告のうち、イギリスの検察官の創設を紹介したジャックアンリ・ロベール (Jacques-Henri Robert) のもの以外は、「刑事政策年報(Archives de politique criminelle) 一〇号に収録されている。この文献は、前稿作成時点では入手し得なかったため、前稿では、前註(1)の情報のみを元に紹介を試みた。

(3) DELMAS-MARTY, Ni victimes ni procureurs, Qui sont-ils?, dans Archives de politique criminelle, N° 10, 1988, pp. 11 et suiv. (報告者は、ソリ南大学教授、ソリ第二大学比較法研究所刑事学セクションの共同責任者)

(4) フランスにおける刑務所民営化の議論については、赤

池一将「フランスにおける刑事施設民営化論：一九八六一—一九八七」犯罪社会学研究一二号一〇五頁以下参照。

(5) V. MARTIN (R et J), L'action collective, J. C. P. 1984, I, 3162.

(6) SCHNAPPEL, L'action pénal, le ministère public et les associations : naissance et contestation d'un quasi-monopole (XIX^e—XX^e siècles), dans Archives précitées, pp. 19 et suiv. (報告者は、ボロナエ大学法学社会学部教授)

(7) シュナムールの挙げる数値の変化についてはグラフを参照。なお、この数値は「刑事司法統計書(Compte général de l'administration de la justice pénale)」から引用された由であるが、現在の刑事司法統計書には訴追主体による分類はなからず。

(8) Journal Officiel, 1909, Documents Parlementaires, Sénat, annexe N° 122. この法案の提案理由では、イギリスの訴追制度がかなり参考にされており、特に児童虐待等の犯罪については団体による訴追が有効であることが指摘されている。

(9) KUHNMUNCH, La défense des intérêts collectifs et leclatement des poursuites, dans Archives précitées, pp. 35 et suiv. (報告者は、被業院判事)

(10) GONIN, Agir et punir, au nom de..., dans Archives précitées, pp. 51 et suiv. (報告者は、リヨン第一大学

アレクサンドル・ラカッサリーニエ 研究所助教授、(医師)

(11) ROBERT (Philippe), L'action des groupements, des stratégies évolutives, dans Archives précitées, pp. 59 et suiv. (報告者は、国立学術研究センター (C. N. R. S.) 調査部長)

(12) PIERRE, Rapport de synthèse, dans Archives précitées, pp. 79 et suiv. (報告者は、パリ控訴院判事)

二 検討—訴追理念の対抗を軸として—

右に見たフランス刑事学協会の第二三回学会大会の各報告から窺える現在の団体私訴をめぐる議論の中心は、テーマに掲げられた二者択一的な理解の対立を直接の争点とするところにはなく、むしろ制度の運用状況を踏まえた上で、現代の司法制度の中で団体が果たしている役割を冷静に検討しようとするところに求められよう。従って、ここでは団体私訴の拡大による訴追主体の多様化の評価という点は、議論の中心にはなっていないと言わざるを得ない。団体の刑事司法への介入の可能性の増大は、伝統的な私訴権の主体の拡張によってもたらされたものであり、団体私訴に批判的な論者の検察官訴追の切り崩しへの懸念は、私訴制度全体の評価に関わる問題で

あったはずである。しかし、この点に直接応えようとする姿勢は、この学会の議論を見る限りでは、明確にはされていないのである。

それでは、このような議論の現状を踏まえた上で、比較法的研究の素材としてフランスの訴追制度を見ようとするとき、どのような評価が可能であり、またそこから如何なる示唆を得ることができるのであろうか。上述の如く、特に前者はフランスにおいて議論の緒に就いたばかりの問題であり、ここで示し得るのは一応の試論の域を出ないが、従来の研究によって提唱されてきた評価を参照しながら、私なりの見解を明らかにすることとする。

(1) 被害者訴追の位置付けについて

訴追制度を歴史的な発展過程から見たとき、フランスの被害者訴追制度は、公刑罰を必ずしも前提としない初期の弾劾手続のそれを淵源とするものである。この形態の被害者訴追は、ヨーロッパ各国に共通して見られるものであるが、フランスの被害者訴追は、公刑罰の成立後も刑罰とは区別された損害賠償請求を目的とする私訴権が刑事裁判所で行使され得ることとされた結果、フランス革命後の刑事手続制度の中で検察官訴追が確立してい

く中でも、なお訴追権としての実質を保ち得た点に特徴があった。⁽¹⁾しかしながら、このフランスの訴追制度については、訴追権が理念的に全ての市民に帰属することを前提とする私人訴追主義を提唱される鯨越論文では、フランス革命当初の私人訴追主義は検察官訴追の確立の中大幅に後退し、私訴権も国家訴追主義を前提とした賠償請求権の中に矮小化されてしまったと評価されている。⁽²⁾これに対して、沢登佳人教授は、フランスの訴追制度を検察官と私訴原告人との協同による「公衆訴追主義」⁽³⁾と特徴づけられ、私訴権の本質はむしろ訴追権としての側面にあり、検察官と同等に被害者に訴追権を与えるフランスの訴追制度のあり方は、従来大陸法の訴追理念とされてきた国家訴追主義とは本質的な違いがあると指摘されている。⁽⁴⁾教授によれば、被害者訴追を「公衆訴追」と呼ぶ所以は、フランスにおいては、公訴権は国家とは区別された社会に帰属すると理解されており、その結果被害者(及び一般利益を代表する団体)は犯罪による一般利益の侵害と不可分の一身専属的な損害を被ったことを理由として、社会に公衆を代表して損害賠償を必ずしも前提とせずに訴追権を行使でき、同じく公衆代表であ

る検察官と同等の権限を与えられている点にあるとされる。そして、教授は、この公衆訴追の理念は、一七九一年以来不動であったとされるのである。

たしかに、被害者訴追の制度が存在する結果、検察官の起訴独占が存在せず、検察官を国家的利益の代弁者ではなく、社会の一般利益の受託者と位置付けることによつて、あからさまな国家訴追主義が採られていないことは沢登論文の指摘する通りであろう。しかし、全ての市民に訴追権があった一七九一年法、検察官訴追と並んで限定的な被害者訴追のみを規定した一八〇八年の治罪法典、そして現代の団体私訴の拡大による訴追制度の多様化を、同一レベルで「公衆訴追主義」と呼ぶことができるであろうか。この点では、一七九一年法から一八〇八年の治罪法典への訴追制度の改変の中に私人訴追主義から国家訴追主義への後退を看取した鯨越論文の指摘の方が妥当であるように思われる。

もっとも、検察官訴追の確立がフランスにおいては国家訴追への完全な後退を意味しなかったことも見逃すことはできない。すなわち、本稿で紹介したシユナペール報告の中でも示されているように、治罪法典の下でも、

当初は検察官以外による訴追が相当多数を占めており、検察官訴追が半独占の地歩を固めたのは、一九世紀後半に過ぎなかったのである。治罪法典制定時には、理念としては国家訴追主義に近い訴追制度が構想されていたとはいえ、検察官訴追が原則であり、私人による訴追が例外であると言ひ得るような状況にはなかつたのである。しかも、実際には被害者訴追が減少傾向を示していくにも拘わらず、被害者が全ての犯罪について訴追権を有するという解釈が一九世紀後半には多数説を占めるに至り、検察官の訴追裁量を被害者訴追によってコントロールせしめようという思想が現れた点に注目すべきである。⁽⁵⁾なぜなら、この過程を通じて訴追権が「被害者」の権利として特殊化され、フランス独特の検察官訴追と被害者訴追の併存という訴追制度が確立したと言えるからである。近代的な検察官制度の存在を前提として確立したフランスの被害者訴追の特質は、公益の代表者として訴追、公訴追行の任に当る検察官とは別に、被害者に独立に訴追権が与えられている点にある。このことは、被害者には犯罪の処理に関して他の者に代弁され得ない固有の利害関心があり、それを尊重すべく被害者が訴追権者、刑事

手続の自律的な当事者として位置付けられていることを意味する。⁽⁶⁾

我が国においては、被害者の訴追関与の問題は、ともすれば被害者の利害を十分に反映した公訴権の行使が行われること、⁽⁷⁾あるいは捜査機関が被害者保護の任務を担うこと⁽⁸⁾といった形で、もっぱら公権力機関の権限の強化ないし正当化の議論に収斂されてしまっただけに、犯罪の処理のあり方に利害関心を有する被害者に訴追権と刑事手続に参加する権利を認めることによって、刑事手続における被害者の権利を保障しようとするフランスの制度のあり方は、参考にすべき点が少なくないように思われる。確かに、フランスの私訴制度は、濫訴の危険、度重なる法改正にも拘わらず、私訴制度の利用度があまり高くないこと、効果的な被害者への損害填補が困難であること等、制度の運用上様々な問題点を抱えている。⁽⁹⁾しかし、被害者を恩恵的な保護の客体としてではなく、刑事司法上の自律的な権利主体として認めることから出発しようとする私訴制度の理念は高く評価すべきではなからうか。

以上のように、フランスの被害者訴追は、検察官と同

等の訴追権が一人に過ぎない被害者に与えられている点で、私人訴追の一形態として把握されるべきものである。但し、それはイギリスの私人訴追のように全ての市民に訴追権が帰属することを制度的に保障したものでなく、被害者の存在しない犯罪については検察官の訴追裁量のコントロールも不可能であることは認めざるを得ない。しかし、同時に、この制度は、検察官訴追の効率性と、その効率性によって捨象されてはならない被害者の利益との巧妙なバランスの上に成り立っていると評価し得よう⁽¹⁹⁾。

それでは、前稿、本稿で紹介してきた団体私訴の拡大による訴追主体の多様化は、この訴追制度の枠組に新たな側面を付け加えるものであろうか。現代において問われているのはまさにこの問題である。

(2) 団体私訴の意義について

フランスの団体私訴は、上述の被害者訴追の主体となる「被害者」概念に集団的利益を侵害された団体を包含せしめることよって拡大されてきた。その意味では、団体私訴の問題は従来の被害者の権利の延長線上にあったのである。しかし、デルマス・マルチ報告も指摘する

ように、団体が被ったと主張する損害と個人的被害者が被る損害には明らかに質的な差異がある。にも拘わらず、近時の立法改革は、次第に被害者性の希薄な市民運動団体（換言すれば、団体の保護しようとする利益と社会の一般利益との差が判然としない団体）にも私訴権を認めている。その結果、これらの団体が被ったと主張する損害は、いきおい名目的なものとならざるを得ず、私訴権の損害賠償請求権としての性格も希薄になっている。そして、被害者援助の方策の一環として訴訟参加のみを認められる団体⁽²⁰⁾を除き、これらの団体にも私訴権の主体となる限りは、被害者固有の権利としての訴追権が認められているため、私訴権の訴追権としての側面がクローズ・アップされることになるのである。

そして、団体私訴による訴追主体の多様化を支持する立場からは、個人的な被害者と検察官とに訴追権を分配することで訴追の公正感のバランスを取ろうとしてきたフランスの制度のあり方が、もはや有効に機能し得なくなってきたことを理由として、検察官訴追の弊害を軽減するためには、これらの団体を検察官の補助者と位置付け、訴追権の行使を市民のコントロールの及び得るもの

とすべきであると主張されてきた。⁽¹³⁾

しかし、この種の団体私訴擁護論は、主として団体に訴追権を与えることの効果に着目して主張されており、国家観の変容を説くことで訴追権を市民的権利と位置付けようとする試み⁽¹⁴⁾もいまだ不確かなものでしかない。しかし、比較法の素材としてフランスの訴追制度の動向を見ようとする我々の目からフランスの訴追制度を見た場合、団体私訴の拡大に伴う訴追主体の多様化、とりわけ市民運動団体の訴追権の承認は、私人訴追主義的な要素の拡大、訴追制度の「公衆化」に他ならない。

但し、デルマス＝マルチ報告の表題にも表れているように、この訴追の「公衆化」は、伝統的な被害者の枠外にあって、集団的な市民の利益を擁護しようとする団体に、被害者固有の権利としての訴追権を与えるという、一種詭弁的な方法によって可能になっていることを見逃してはならないように思われる。すなわち、団体私訴の制度が私人訴追主義を具現したものとして明確に位置付けられていないのは、被害者概念の拡大という立法の手法が訴追理念の対抗関係が正面から議論の対象とはなりにくい構造を持っていることにも起因すると考えられる

のである。

このように、理論的には様々な問題をはらんでいるにも拘わらず、団体の刑事手続への参加は、現在でも立法者によって奨励されているように見える。⁽¹⁵⁾しかし、立法者の姿勢とは裏腹に、団体の訴訟活動の実態は、ロベール報告も指摘するように、「公訴権が脅かされている」と喧伝されている割には、団体による訴追が実数としてさほど多くないという状態にあるようである。もともと、訴追、訴訟参加、賠償請求のいずれの面においても機能し得る私訴制度は、単に訴追の側面における不起訴処分⁽¹⁶⁾の控制制度としてのみ機能してきたわけではない。ところが、現代の団体私訴の場合は、私訴権の主体が伝統的な意味での被害者が存在しないか、個々の被害者による権利実現が期待できないような分野において、立法によって拡大されてきたという特殊性を持っていたために、賠償目的が前面に出やすい伝統的な個人的な被害者の私訴権に比べて訴追、処罰要求を化体した形で行使されることが多いとされてきた。⁽¹⁶⁾ロベール報告の指摘する団体の私訴権の行使の実態は、このような学説の団体私訴批判論の前提にも一石を投ずるものである。すなわち、団

体にとって私訴権を行使して訴訟活動を行うことは、紛争解決のための最終的な手段に過ぎないのであり、量的に見れば団体の刑事手続への参加が検察官の公訴権行使の妨げになっているということ自体疑問だということになるからである。従って、ここでも私訴権Ⅱ刑事訴追権という理解は、フランスの私訴制度の本質を見誤る危険のある評価だと言わざるを得ないのである。

むしろ重要なのは、訴訟手続の利用度がさほど高くはないとはいえ、団体私訴制度の存在によって、一定の社会的利害を代表する団体については、その団体のニーズに従って、紛争処理過程に参加し得る資格が与えられている点であろう。団体の私訴権は、個人的な被害者の私訴権が訴追（刑事手続への参加）、賠償請求という二つの目的で行使されるのに比べて、より多様な活動を予定しているところに特徴がある。すなわち、団体に私訴権を認める労働法、消費者保護法、環境保護法等による規制は、刑事規制のみに頼っているわけではなく、行政的、民事的な紛争解決手段を含んでいるのであり、これらの多様な紛争解決手段のいずれにおいても団体は利害関係者として参加し得るのである。

以上のように、現代フランスの団体私訴制度の展開は、訴追理念の面からも、司法政策全体の中における紛争解決手段の面からも、単純化を許さない多様な側面を含んでいる。しかしながら、刑事訴追の局面に限定して団体の果たし得る機能を考察した場合、理論的に未解決な点を残しているとはいえ、消費者保護、環境保護といった、とかく検察官の訴追活動が低調になりがちな現代における社会構造の変化に伴う新たな犯罪についても、市民的感觉から訴追の要否を監視する機能を果たし得るといふ利点を見ることができよう。

(1) この点については、拙稿「フランス刑事訴訟法における公訴権と私訴権の史的展開」(一)、(二・完)「一橋研究」二巻一四一頁以下、一巻三三六頁以下参照。

(2) 越前掲論文七八頁以下。なお、同「公訴権の運用とその規制」法律時報六一巻一〇号三一頁では、論者は私訴権には民事訴追権に還元できない内容が含まれていたとして、沢登論文に賛意を表している。

(3) 用語上の問題として、公衆訴追と呼ぶにふさわしいのは、大陪審を採用し、検察官の公選制を取り、公衆参加の実を伴うアメリカの訴追制度であるとする指宿信「合衆国検察官制度成立史序説」北大法学論集三九巻四号一五五頁以下がある。

- (4) 沢登前掲論文一四六頁以下。
- (5) 前掲拙稿(一橋研究二二巻三号)六八一七〇頁参照。
- (6) de POULPIQUET, Le droit de mettre en mouvement l'action publique: conséquence de l'action civile ou droit autonome?, R. S. C., 1975, pp. 37 et suiv.
- (7) 伊藤栄樹「被害者とともに泣く」罪と罰一五巻二号二頁以下。
- (8) 上野治男「被害者を泣かさない—生活経済警察の任務と課題・再考」警察学論集四〇巻六号一頁以下・樋口健史「刑事警察における被害者対策について」警察学論集四〇巻六号一六九頁以下。
- (9) 白取祐司「フランスの刑事手続における犯罪被害者の保護」刑法雑誌二九巻二号三四二—三四四頁参照。
- (10) その意味で、上述の沢登論文への疑問も被害者訴追の位置付けに関する認識の差異に基づくものに過ぎず、被害者訴追が訴追裁量を控制する有効な手段たりえることを示された沢登論文の意義が失われるわけではない。
- (11) 例えば、刑事訴訟法典二—三条の虐待児童の保護団体等。
- (12) 刑事訴訟法典の規定の構造は、被害当事者 (partie lésée) に公訴権始動の権利を認め(一条二項)、次いで損害賠償を目的とする私訴権が刑事裁判所で行使され得ることを認める(二条、三条)という形になっており、私訴権の主体は訴追権の主体ではないが、団体について訴追権を

否定する動きは見られな

- (13) V. BIHL, Le droit pénal de la consommation, éditions Nathan, 1989, pp. 157 et suiv.
 - (14) PONCELA, Droit de punir et pouvoirs de punir; une problématique d'Etat, Archives de philosophie du droit, T. 28, 1983, pp. 123 et suiv.
 - (15) 例えば、消費者保護団体については、一九八八年一月五日の法律によって団体の訴訟参加の可能性を拡大する方策が取られた。V. BIHL, La loi du 5 janvier 1988 sur l'action collective des organisations de consommateurs, Gazette du Palais, 1988, doct. pp. 268 et suiv.
 - (16) BOULAN, Le double visage de l'action civile exercée devant la juridiction répressive, J. C. P., 1973, I, 2653.
- おわりに

以上のように、現代フランスの訴追制度においては、被害者の権利として確立した私訴権による私人訴追の要素が、団体私訴によって市民運動団体等に拡大されることで、市民の利害が訴追に反映される余地が拡大されて来た。にも拘わらず、フランス刑事学協会における議論からも窺えるように、これを真正面から訴追理念の質的な転換と位置付ける試みは、学界の共通理解になってい

るとは言い難い。しかし、フランスの訴追制度は、理論的には未解決な点を残しながらも、市民(団体)の参加を促進することで検察官の不起訴処分の効果的な制御を可能にする方向へ進んでおり、この傾向が今後衰微する兆しも窺われないのである。

振り返って我が国の刑事訴追制度の現状を見た場合、起訴便宜主義を採用しながらも極めて不十分な不起訴処分の制御制度しか持たない我が国の訴追制度は、訴追の可否について市民の利害関心が圧殺されてしまう危険性を常に抱えている。フランスの現代の制度改革の中心となった消費者保護、環境保護といった分野を例に取ってみても、被害者自身、あるいはそれを支援する市民運動団体の訴えが捜査機関側に黙殺されたために、さらに被害が拡大した例があることは無視できない。水俣病、豊田商事事件等がそれである。これらの分野について刑事規制自体に限界があることは認めざるを得ないとしても、利害関係者が刑事司法の発動を求めても、検察官側の訴追の基準に適合しない限り訴追が行われれないという訴追制度の持つ問題点もこれらの事件は明らかにしているのではなからうか。

ところが、効率的な公訴権の運用に揺るぎない自信を持つ検察官サイドからは、現行法上保障されている告発人による不起訴処分制御の手段すら無用のものとして改廃を主張する論稿が現れるに至っている。⁽¹⁾ たしかに、告訴、告発の権利の濫用の問題を取ってみても、訴追に市民の参加を認める制度にはマイナスの側面がないわけではない。しかし、現在よりも私人の権利を縮小することで捜査、訴追の効率化を図ろうとするこの主張は、不十分ながらも、検察官司法からの脱却を目指そうとした現行法の理念に真っ向から対立するものと言わざるを得ない。

これに対して、学界サイドからは、刑事訴訟法施行四〇年を経てなお成し遂げられていない糺問主義的検察官司法からの脱却のためには、私人訴追主義を前提として、起訴、不起訴の両方向について不服申立てを可能にする制度改革が必要であるとの立法論も見られるようになって⁽²⁾いる。前稿、本稿で紹介、検討してきたフランスの訴追制度の展開は、制度改革の手段こそ違え、検察官訴追の持つマイナス面を是正し、市民の利害を刑事訴追に反映させようとする目的において、部分的にはあれ、こ

の主張と軌を一にするものである。さらに付言すれば、経済犯罪、公害犯罪等の多様な犯罪現象に対処しなければならなくなっている現在においては、この種の立法論の妥当性がさらに裏打ちされることになるというのが、フランスの制度展開の示唆するところではなからうか。

(1) 増井清彦「捜査の端緒―検察の立場から」三井誠他編

『刑事手続上』筑摩書房一九八八年、七六頁以下。

(2) 鮫越、前掲法律時報六一卷一〇号三〇頁以下。

* 本稿は、平成元年度科学研究費補助金(奨励研究(A))による研究成果の一部である。

(日本学術振興会特別研究員)